

建築基準法第86条の2第1項の規定に基づき、次の公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物を認定しましたので、同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部指導課において、一般の縦覧に供します。

平成18年12月13日

京都市長 梶本 頼兼

| 認定番号 | 認定年月日 | 一団地の位置 |
|--------|------------|--|
| 11-014 | 平成18年12月6日 | 京都市伏見区小栗栖中山田町21番地の1, 21番地の4から21番地の12まで, 53番地の1, 53番地の4から53番地の7まで, 54番地の3から54番地の5まで, 54番地の7, 54番地の13, 54番地15から54番地17まで, 55番地, 55番地の5, 55番地の8から55番地の10まで, 71番地, 121番地から124番地まで, 131番地から135番地まで, 137番地, 138番地, 141番地から147番地まで, 150番地, 同区桃山町山ノ下64番地の3, 65番地, 65番地の4, 66番地の5から66番地の7まで, 68番地, 74番地の5, 74番地の7, 90番地, 91番地, 94番地, 95番地, 同区石田川向54番地の3, 5 |

| | |
|--|---|
| | 5番地の3, 55番地の6, 57番地の7 から57番地の9まで及び74番地 |
|--|---|

(都市計画局建築指導部指導課)